

宮代町健康増進計画及び食育推進計画策定運営委員会設置要綱
(設置)

第1条 健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項の規定に基づく市町村健康増進計画及び食育基本法（平成17年法律第63号）第18条第1項の規定に基づく市町村食育推進計画として、宮代町健康増進計画及び食育推進計画（以下「計画」という。）の策定に必要な事項を検討するため、宮代町健康増進計画及び食育推進計画策定運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所管事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) アンケートの案の作成に関すること。
- (2) 計画の案の作成に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、計画の案を作成するために必要な事項に関すること。

(委員)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員会の委員は、次の各号の掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 健康づくり関係機関又は健康づくり関連団体に属する者
- (3) その他町長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成31年3月31日までとする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

ただし、最初に開かれる会議については、本条の規定にかかわらず、町長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(謝礼)

第8条 町長は、委員が会議に出席したときは、謝礼を進呈するものとする。

(秘密の保持)

第9条 委員は、会議において知り得た個人の情報を、他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、健康介護課において処理する。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、制定の日から施行する。